

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回は、「DV」についてお伝えします。



連日テレビから流れるニュースでは、DV関連の事件が後を絶ちません。2001年以降、DVの相談件数は増え続けており、相談件数の増加とあわせてDVの深刻化が進んでいます。そこで今回は、DVについて紹介したいと思います。

「DVとは」

DVとは（ドメスティックバイオレンス）の略称で、直訳すると「家庭内暴力」となり、日本では「配偶者や恋人などの関係にある、またはあった者からの暴力」としての意味で使われる言葉です。

暴力というと、殴る蹴るなどを連想する人が多いと思いますが、細かく見るといくつかの違う種類に分けることができます。例えば、殴る、蹴るなどの身体的なものあれば、言葉による精神的・心理的暴力やお金を渡さない経済的暴力、家庭外の間接関係を遮断する社会的隔離などもDVに含まれます。

「DVの基準」

次にDVの基準を紹介したいと思います。結論から言うとDVに明確な基準はありません。これははじめなどと同じで被害者が自身で判断する他ないのです。

しかし、基準はなくとも指標はあります。ではどのようなものが指標になるかというと、「DVチェックリスト」があります。「DVチェックリスト」とは、配偶者や恋人などの関係にある者からの行為がDVに当たるかどうかを客観的にリスト化したものです。例えば、精神的暴力チェックなら交友関係を制限する、電話の履歴やメールのやり取りを執拗に監視することも項目に含まれています。

「DVの原因」

夫婦や恋人などの親密な関係のなかでDVが起きやすいのは、相手を自分の思い通りにコントロールしたいという独占欲が出るからです。その際の行動として、男性は相手に対して圧力をかけるようなやり方を選びやすい傾向にあります。その結果、DVの特徴として被害者が女性、加害者が男性となるケースが多くなるという傾向があります。

「対処方法」

これまではDVの種類や原因を紹介してきましたが、これからはDVを受けた時の対処方法の例を紹介しましょう。

まず、自分がDVを受けていると認識したら、加害者から物理的

な距離を置くようにしましょう。そうすることで身の安全を確保できますし、今後どうするかなどをゆっくり考える時間ができます。避難する場所として婦人保護施設や母子生活支援施設が最も安全です。

次に警察への相談です。事前に警察の生活安全課などに相談しておくことで、申し立てをする際になつてくれます。

その次は離婚になると思います。離婚の方法には協議離婚、調停離婚、裁判離婚の三種類がありますが、おそらく協議離婚ではまともな話し合いにならないことが予想されるので、調停離婚か裁判離婚を活用することを推奨します。また、弁護士を雇うことを勧めます。弁護士を雇うことで様々なアドバイスをしてくれます。

「最後に」

これまでDVについて紹介してきましたが、DVの厄介なところはパートナー間の問題であるため周囲が介入しにくいことです。自分DVを受けているかもしれないと感じたら、勇気を出して行動しましょう。

村民みんなで「ハートがたくさん村」をつくりましょう。

総務課 人権政策係